

ZENKOKU 青税連

1986.5.25

牛島訴訟控訴審に対し
支援態勢を！

予想される商法「改正試案」
の内容はこうだ！

No.72

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会長 小沢岳彦 編集人 広報部長 辻村祥造

No.72 CONTENTS 1986.5

商法改正試案・5月中に公表



判例史上に輝く熊本地裁蓑田判決

——控訴審の圧勝をめざして——

税理士 牛島昭三

..... 4 ~ 5

- | | | |
|-----------------------|-------|-----------------------------|
| ○主張..... | 3 | ○第3次商法改正の動向 |
| ○判例史上に輝く熊本地裁蓑田判決..... | 4 ~ 5 | 「改正試案」(計算の公開)の内容はこうだ..... 6 |
| | | 商法改正試案の「計算の公開」のポイント..... 7 |

全青小史 税理士法改正・商法問題に対し先見的運動を進める

寺澤隼人..... 8

○会員のひろば

▷税理士稼業

夢と誇りをもって..... 9

神奈川青税～益子 良一

▷牛島訴訟をめぐる風景..... 10~11

福岡個人会員～与田 光雄

○編集後記 11

○スナップ 12



主 張

税理士会にとって正念場を迎える

いよいよ税理士界にとって正念場となる時期になりました。私たち税理士のお客さんである中小企業にとって受難の課題が押し寄せているからです。

急速な円高の進行と内需手控え現象の経済下、不況にあえぐ中小企業にとって、「日本型付加価値税」の検討、あるいは「商法・有限会社法」改正という政策課題が手痛い打撃となる情勢にあります。

この2つの課題は、ともに本年下期に具体化される動きであり、私たち税理士にとって業務面・経営面に与える影響も大きく、黙って見過せないものであります。

※ ※ ※ ※

6月選挙を目前に控え、政府税調及び自民税調ともに中間報告と称し、減税案を提言していますが、増税案と切り離した形の提案は、当面の選挙という政治日程を多分に意識したものとなっています。

とりわけ、所得減税において、中堅所得階層に重点をおいてといながら、ちゃっかり累進税率の最高を諸外国並みにということから60%台に大幅引下げを提示している点は、「金持ち優遇減税」と批判されても仕方がないといえます。

ある新聞では、「どうせ選挙目当ての公約ならば5兆円ぐらいの減税規模を打ち出した方がよかったのではないか」と皮肉った記事もありました。

しかし、ここで想起しなければならないのは、昨年10月に発表された自民党・村山調査会の税制抜本改革にむけての中間報告であります。

そこでは、マル優など非課税貯蓄制度を廃止して利子への一律低率分離課税や大型間接税導入という増税を謳っていたことです。大衆的課税強化によって得た財源での減税実施であることと、減税は毎年〇兆円実施されるのではなく、増税は毎年確実に×兆円実行される効果を隠しています。「アメとムチ」の政治力学を冷静にみることが必要ではないでしょうか。

※ ※ ※ ※

いよいよ本命登場という感を強く受けた記事が

ありました。「日本型付加価値税」の構想であります（日経4/25日付）。

7年前の一般消費税に代わるものとしてEC型付加価値税をベースとして日本流に若干アレンジしたものです。来年度に導入するため細部を5月中にも詰めて、自民党や財界に打診する日程があげられています。

物価上昇、中小零細企業の価格転稼の困難性、企業利益の実質減少と資金繰り悪化などなど、中小企業にとって、かなり厳しい経済現象が予想される税制といえます。

また、直接税と違い、間接税という税理士にとっても不慣れな行政との対応をせまられる場面も予測され、今後、実務的対応について研究・検討を早急に深めなければならない税制であります。

※ ※ ※ ※

予想される商法等の改正試案は、「一人会社」の設立を認め、「経営管理機構」を若干緩和するなど簡素化という「アメ」を提示しています。

一方、「財務諸表の公開」を登記所において義務づけ、外部会計専門家による会計調査制度を拡充し、財務諸表の虚偽は関係者に刑事罰を強制することで担保しつつ、計算の明確化をはかっています。計算が明確でない会社の取締役には、個人責任強化も明文化するなど、「ムチ」も忘れていません。

財務諸表、監査（あるいは調査）報告書の公開は、中小会社を取り巻く利害関係者にとって大きな関心的であります。親会社との下請単価交渉、労働者との雇用条件、金融機関の与信、税務署等の課税調査、新規取引の与信、許認可業種の財政報告、入札時の信用調査等々、あらゆる経済競争の場面において企業を選別するのに活用されることでしょう。この結果が個別企業の浮沈につながることは目にみえております。

関与先の発展を願う私たち税理士にとって、これらの政策課題は避けて通れないものであり、中小企業とともに困難を除去していく姿勢がますます強く求められてくるのではないでしょうか。

判例史上に輝く熊本地裁蓑田判決

控訴審の圧勝をめざして

1986年4月17日

税理士 牛島昭三

一、訴訟の経緯と争点

昭和54年9月、日税連・日税政は税理士法「改正」案の国会通過をねらって、1億7千万円のわい性政治献金を行い社会の糾弾をあびた。南九州税理士会（被告）はこれと運動して、日税政資金に加えて775万円の献金を行った。

被告はこの資金源として、昭和53年6月の定期総会で、税理士法改正のため、各県税政に配賦すると会員1人当り、5千円の特別会費の徴収を決定した。（本件決議）

この決議に反対し、納付を拒否した、原告牛島に対し被告は、昭和54年5月の被告の役員選挙において、原告の選挙権・被選挙権停止の処分を行った。このため原告は昭和55年1月右処分の無効と特別会費の納入義務のないことの確認を求めて、熊本地方裁判所に提訴した。昭和61年2月13日、熊本地裁蓑田孝行裁判官は、本件決議は無効で原告に納入義務はなく被告は原告に150万円を支払との原告全面勝利の判決を言い渡した。（蓑田判決）

この判決は牛島税理士訴訟弁護団長、福田政雄先生の「裁判官の口からこんなにも格調高い民主主義の判決を聞くとは、私の生涯にとっての最大の喜びである」のコメントでよく表わされている。



二、決議無効とする二重の構築

蓑田判決は、明治20年の所得税創設から昭和55年の税理士法「改正」までの、我が国における直接税と税理士制度の歴史を総括し、社会と現実の法制が税理士制度に期待しているのはその公益性

であること。この公益法人には政治的中立が要求され、本件決議は、被告の目的を逸脱した、被告の権利能力外の行為で、民法43条違反の無効の決議であるとした。

そして被告にこれを許せば「…そうでないとすれば政党や政治団体がいわゆるトンネルとなって、本来あってはならない公益法人から政党や、政治団体への寄付が合法化され、若しくは特定政治家の後援会の政治活動を支える政治資金となって流れ、ひいては『民主政治の健全な発達』を希求する国民の願いに逆行することになるであろう」と金権支配をきびしく批判する判断を行った。

更に、仮りに決議が有効であるとしても「本件決議は1人当り『5千円』という税理士の社会経済的地位に徹すれば、特に多額であるということにはならないと思われるが、もしこれに協力すべきであるとすれば…税理士法改正に…反対していたものにとっては、自らの思想・良心に反することへ金を拠出しなければならないという意味で、憲法上の基本的人権である思想・良心の自由に積極的に違反するものである」「事は金額の多寡という量の問題ではなく、思想・良心の自由に違反するかどうかという質の問題である。」と決議は憲法違反であり民法43条違反と併せて二重の無効性と原告に納入義務の不存在を判示した。まさに蓑田判決が最高裁にも堪え得るよう推稿されたとも推測できる珠玉の判決である。

三、看過し難き手続違反と権利侵害

蓑田判決は、処分についても、「看過し難き手続違反」「被告の故意による権利侵害」と厳しく指摘している。

この判断は単に本件に止まらず、全国の多くの税理士会で会則・規則等の変更を迫る内容である。

それは被告の会則第47条・48条が、弁明・異議申立を保証した上で、会員の会則等への違反に、訓告・会員権の一部又は全部停止の処分を定めている。

ところがこの会則の下位規範である被告の役員

選任規則第6条2項1号・2号は右会則を超越する二重の処分を行うことを規定している。

つまり、右1号では会則第47条の処分を受けたもの（訓告・書類送付・会議出席率等…）は自動的に選挙権・被選挙権を停止される。

同2号では会費未納者は選挙権・被選挙権を停止される。この1号・2号の処分には適正手続の保証は全くない。

このことについて簗田判決は、右規則は公序に反し法規範性を付与する訳にはいかないと論断した。被告の原告に対する処分は右規則2号によって行われた。

整理すれば、被告は違法・違憲の無効の決議を行い、原告に納入義務はない。この原告に対し、被告は公序に反し法規範性のない規則によって処分を行ったもので「看過し難き手続違反」である。

加えて被告の故意による権利侵害の判旨を箇条書に以下にまとめてみる。

1. 被告は原告の選挙権・被選挙権という基本的権利を右規則により停止した。これは被告の故意による違法の権利侵害である。
2. 被告はこの権利侵害が原告の名誉毀損に連動することを十分に予見し得た。
3. 昭和53年9月20日、被告も出席した日税連正副会長会議で、思想・良心の自由に関する50年11月28日最高裁判決と特別会費の可否が議論された。被告が、右判決を知らなかつたという弁解は通らない。
4. 被告が適正手続を行い原告の弁解に「虚心」であれば、少くとも56・58・60年の「暴挙」といえる処分は回避し得た。

などと税理士会の官僚的体質をきびしく批判し被告に「禁欲」「謙抑」を説論している。

正に民主主義のバイブルというべき判決である。

四、悪罵を越えて真理は輝く

2月24日、被告南九州税理士会理事会は30対14で控訴を決めた。

日税連・日税政の一部幹部は「税理士会・日税連に与えた衝撃波は…強烈である」とこの判決に驚き控訴を激励し歓迎している。そして、論証を抜きにして簗田判決に「不満である」「迷判決」「惑わされるな」「会をエイズにするな」等の悪罵をなげかけてきている。これらの発言は知的集団である税理士会幹部の驚くべき品性・知的水準

の度合を示している。

そして彼等に共通することは、ひたすらに税理士に対する官僚的で強制的な政治支配の維持である。

これらの人々は簗田判決の全文を読む努力を怠っているか、読んでも一般的な常識・判断力に欠如しているか、又は伝えられているところの大蔵・国税当局も注目している事態への先駆けた迎合か、などを起因とする悪罵といえよう。

一方では簗田判決を支持する人々は、税理士業界のみならず各層に拡がっている。

訴訟資料集は複数の大学の教育・研究用として注文があり、判決文は近税会返還訴訟に書証として提出され、税経新人会・全青税などでは、日税連等への申入れが準備されている。

第一税協は2回に渡り論文を発表した。法曹界専門誌・判例時報も判決の略々全文を伝えている。その他、司法書士、医師…に研究・検討が拡がっている。

簗田判決のもう一つの特徴は被告が自認した争いのない事実の上にすべてが立脚した憲法的判断であることがある。控訴派とこれを支持する金権勢力に市民的支援はあり得ないであろう。

納税者から遊離した、控訴派の行く道に栄光は見出せない。

我々は力を盡くして簗田判決の輝かしい内容を拡げ、多くの納税者・市民の方々とともに福岡高裁においても圧勝する決意である。全国青年税理士連盟の諸先生の熱きご指導、ご援助を切にお願いする次第である。

牛島訴訟資料集第3集

4月上旬発行 定価 2,500円(送料共)

★牛島税理士訴訟判決全文掲載…各界より予約殺到!

明治より今日までの税制・税理士制度を総括し、税理士会の政治献金を違憲無効と断じ、税理士会則・規則にまで踏み込んだ歴史的判決

★牛島原告・永野前会長尋問調書他

お申し込みは……

〒860 熊本市南熊本3-3-14

TEL096(371)5902 〒振替 熊本0-14515

牛島税理士訴訟をはげます会

第三次商法改正の動向

☆「改正試案」(計算の公開)の内容はこうだ！☆

商法対策特別委員長 小池 幸造

いよいよ、「改正試案」は5月15日頃に公表されると聞く。当連盟では、この公表に先がけ「改正試案(案)」を入手した。本稿では、この「改正試案(案)」の『計算の公開』の部分につき、問題点を速報する形で会員に紹介したい。

(尚、本会報が会員諸兄のもとに届く頃は「改正試案」が公表となっていると思われるが、本稿は「改正試案」のポイントと思っていただきたい。)

やはり、虚偽記載には刑事罰！

やはり、改正試案には、B/S・P/Lの虚偽記載による刑事罰がもりこまれた。

これは、すべての会社を対象とし、虚偽のB/S・P/Lを登記所に提出した取締役とこれを作成した取締役を直接の処罰対象としている。(虚偽の調査報告書を作成・提出した会計調査人にも刑事罰を処することが検討されている。)

この刑事罰は、社会的に影響力のある大企業はもちろんのこと、閉鎖的な小会社までその対象としている。果して、社会的に影響力のない閉鎖的小会社の取締役にまで、刑事罰を科することに合理性があるのだろうか。

また、直接の処罰を取締役（故意犯のみ）に限定しているが、果してその責任は税理士に及ばないであろうか。答は「否」である。税理士にも、間接的にその責任は及ぶ。（詳細は前号の拙論参照）

また、税理士に対し「共犯罪」（共同正犯・教唆犯・従犯）一刑法60条以下が成立する恐れもあることに注意しなければならない。

さらに、税理士が刑事罰に処せられた場合、当該税理士は税理士法上の懲戒処分の対象になることも忘れてはならない。

◆税務調査時に威力を発揮する「刑事罰」◆

「そうはいっても、刑事罰が問題となるのは会社の倒産時のことさ」と、たかをくくってはいけない。虚偽記載の刑事罰が制度化された場合、一番、喜ぶのはほかでもない税務官庁である。

何故ならば、税務調査時に、税理士及び納税者に対する威嚇の道具として「刑事罰」を利用でき

るからである。「粉飾」も「逆粉飾」いづれも、商法上、虚偽なのである。さらに、会計監査人の監査又は「会計調査人の調査」を受けていない会社の計算書類は、基本的に「虚偽」との推定にたっているのである。税務官吏の手にかかるれば、重大な「ミス」も虚偽となり、「粉飾」も虚偽となる。これらを取引条件として、悪質な修正申告の懲罰が横行することになろう。

予測される大型間接税の導入を考えあわせるとこの「刑事罰」は、生きている企業にとっては、まさに税務調査時に「威力」が発揮されるであろう。

重い会計調査人の「相当注意義務」責任

試案によれば、会計調査人の調査には、突合（照合）、説明の聴取（質問）、陳述書の徵収、実査、立会、確認等の方法を用いることができるとしている。このために、会計帳簿・書類の閲覧謄写権、会計に関する報告を求める権利、会社の業務及び財産の状況の調査権を認めている。

会計調査人にこのような権限が付与されること、その「相当注意義務」の程度は極めて高いことを意味する。試案は「一応の検証をすべき相当の注意義務を負う」としているが、付与された権限と矛盾する。これらの権限を付与されていながら、「一応の検証」程度で済むはずがない。

会計調査人は、その権限にみあう責任を負わなければならないのである。

試案に中小企業は大反対！

中小企業庁は、試案の内容に大反対である。特に、計算の公開・会計調査人の調査には強い反対の意向を示している。試案公表後は、反対キャンペーン活動を行うと聞いている。

全青税では、今年1月19日の理事会で反対活動を行っていくことが確認されているのである。

さあ、青年税理士諸君、「商法改正反対」の声を全国に轟かせよう！

商法改正草案の「計算の公開」のポイント

(決算公告)

四一 1 ☆商法特例法2条の基準に該当しない株式会社は、公告を省略できる。

(B/S・P/L等の登記所における公開)

四一 2 ☆株式会社は、定時総会終了後、B/S・P/Lを商業登記所に提出し、公開する。

☆有限会社（大規模有限会社を除く）は、B/Sのみを商業登記所に提出し、公開する。
(ただし、有限会社のB/Sの提出・公開には、消極的方向で検討されている)

(会計監査人による監査)

四一 3 ☆商法特例法2条の基準（資本金基準及び負債基準）は拡大の方向で修正・検討。

☆商法特例法2条の基準に該当しない株式会社で資本金1億円以上又は負債総額10億円以上の株式会社は、定款で会計監査人の監査を受ける旨を定めることができる。⇒会計監査人による任意監査の導入。

(会計調査人による調査)

四一 4 ☆会計監査人による監査を受けない株式会社は、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。

(ただし、資本金3000万円未満かつ負債総額3億円未満のものは、調査省略可。)

☆大規模有限会社で会計監査人の監査を受けないものは、会計調査人の調査を受けなければならない。

〔会計調査人の資格〕

☆会計調査人の「基本的な資格」は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。

税理士については、調査人としてふさわしい会計知識・経験をもつ者の範囲を画する方法（例えば試験）を検討中。

また、別の新しい法律上の資格を設定することも検討中。

☆調査人は、少なくとも記帳の基礎となる原始証憑の作成に関与することはできない。

☆調査人は、取締役又は使用人を兼ねることはできない。又、取締役との親族関係等の資格制限を設ける。

(会計専門家による指導)

四一 5 ☆会計調査人の調査に代えて、会計専門家が会社の計算に関する指導をして、その指導の内容、指導の結果等を報告する制度を、商法上の制度として構成することが可能かどうかを含めて、検討する。

(計算書類等の虚偽記載の処罰)

四一 13 ☆会社が虚偽の貸借対照表又は損益計算書を登記所に提出した場合は、その提出をした取締役及びこれを作成した取締を刑事罰に処する。(故意犯のみを処罰する)

☆B/S・P/L等の不提出そのものに刑事罰を科するかどうかは、検討する。

☆会計調査人が、調査報告書に記載すべきB/S・P/Lに関する調査の方法又は結果について、虚偽の記載をしたときは、刑事罰を科す方向で検討する。

会計調査人による調査の目的・内容等**☆〔目的〕**

「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」（商法33条2項参照）を報告することを目的とする。

☆〔内容〕

①相当の会計帳簿組織（帳簿の備付け、確実な仕訳・記帳の仕組み）が備わっていることの確認（商法32条1項参照）。

②会計帳簿の記載について期末における財産（資産及び債務）の実在性と網羅性（貸借対照表項目）が認められるかどうか。

③会計帳簿の記載について期中における取引事実等との対応（損益計算書項目）が認められるかどうか。

④上記②・③を前提とし、会計帳簿の記載について、貸借対照表及び損益計算書の記載との間に重要な不一致がないことを確認する。

☆〔調査人の権限〕

①会計帳簿・書類の閲覧謄写権、②会計に関する報告を求める権利、③会社の業務及び財産の状況の調査権、を認める。（これらの権限を認めることは、重い責任となることを意味する。）

■全青小史■

税理士法改正・商法問題に対し 先見的運動を進める

寺 沢 隼 人

私が会長に選任されたのは、昭和47年7月の第5回定時代議員総会、豊橋大会であった。

全青税は、発足当初協議会的性格をもっていたがこの頃には、まがりなりにも全国組織として運動の主体性が確立されようとしており、税理士法、商法、付加価値税問題等制度問題を中心に活発な運動が展開された。

税理士法改正問題については全青税は早くから租税法律主義の立場から納税者の税法上の権益を擁護するための制度として確立することの必要性を強張してきた。その理念は昭和47年6月の日税連発表の「税理士法改正に関する基本要綱」に多く盛り込まれたが、問題は、それを実現するための運動をどうすすめるかにあった。

この年の5月17日、衆議院大蔵委員会における政府委員等の答弁でも明らかのように従来の政府見解の範囲を出ず、日税連の「基本要綱」とは大きな距離があった。

そこで、全青税はこの段階では議員立法が政府提案かの二者択一的な結論を出すべきでないが、「基本要綱」実現のためには、法改正を議員立法により達成する方向を具体的に追求することが効果的であると考え、日税連が議員立法の方向で法改正運動を具体的に開始するよう署名運動を展開することとした。全青税理事会は、運動論をめぐって賛否両論があったが理事会のこの決定は「基本要綱」の実現が政府提案では不可能であることを示唆したもので、その後の日税連の「基本要綱一時棚上げ」といった法対運動をみるにつけ、全青税の運動の先見性とも云うべき感を今更のようにいだくものである。

商法問題は、税理士会の猛反対により47年の通常国会の上程を阻止することができたが法務省は再度国会上程を図ろうとしていた。全青税は日税連に対し要旨次のような要望書を提出した。「粉飾決算防止に端を発した商法改正がその目的とは反対に粉飾決算を合法化する方向で今、正に改悪されようとしている。今国会への上程必至と目されるとき最も効果的な時期を選んで、日税連主催の

「商法改悪阻止決起大会」を開催する必要がある。貴会において早急に検討の上、決断を下すよう強く要望する。」

そんなこともあって、日税連、日税政、中政連、同友会共催の「改悪商法粉碎国民総決起大会」は48年2月21日、砂防会館ホールで開催された。意気大いに高まったが法案は国会に上程されるところとなり政府案は三度修正案が提案され必死の攻防が続いた。修正案が出る度に日税連は動搖をし、全青税は断固粹碎の線を最後まで貫ぬき日税連を叱咤激励してきた。日税連（木村会長）は、3億の線で会計監査人監査を受け入れる動きがあり、急きよ商対委員長の平山玲是君と木村会長の膝元熊本に直行し日税連会長と懇談するなど思い出すと今でも血がさわぐ。平山君も熊本出身であり彼の実家で「さくら肉」の持て成しを受け一晩、御両親を交えて歓談したことは忘れない。

いつの時代も税理士業界を取りまく環境は厳しく、この年度には国税庁が「税務調査の法律的知識」なるものを作成して公表した。全青税は、国税庁の「税務調査について納税者の協力が得られない場合に対処するためのもの」。「均しからざるをうれう」との趣旨説明にも拘らず、結果は国民の立場に立つことを仮装しながら、課税庁の無制限な裁量権を正当化するおそれがあるとして、税務行政の民主化のため納税者の権利を擁護する立場から批判していくというかたちで小冊子をまとめた。更にこの年度で忘れることができないのは、全青税として始めて付加価値税の視察団をE C諸国に派遣したことだ。これは会員のカンパと多くは団員の自費によってまかなわれたもので、その後、第二次、第三次と派遣する第一歩となった。大型間接税の問題は今日依然として強力な導入の気運がある。売上税の長い歴史のある欧州でさえ、付加価値税の導入によって、物価上昇、逆進性の弊害、中小企業の転嫁不能、徴税費の増大など幾多の問題があることを報告している。

組織活動は、地味な活動でありすぐ目に見えるかたちにはできないが前年に引き続き各県に組織拡大推進委員会を設置して、税理士法の署名運動と連動して活動を行った。個人加入者は、今はでの2割アップということになり未加入地の熊本、沖縄からの新規加入会員を迎え、全国組織として実を上げつつあった。

会 員 の ひ ろ ば (投稿欄)



税理士稼業、 夢と誇りをもって

神奈川青税 益子 良一

今年もまた、税理士試験の日程が発表されました。本年は7月30日から8月1日にかけての3日間です。

私はいつも、試験日程が発表されると、「がんばらなければ」という気持と同時に、「間に合うだろうか。」という不安がいりまじった受験生時代を思い出します。

しかし、今年、月末に試験の日を設定したということはどういうことでしょう。

税理士試験が他の試験と比べてすばらしいと思うのは、各科目ごとに受験できる点ではなかろうかと思います。このことは、働きながら勉強し、税理士になれる機会が多いということではないでしょうか。ところが、月末に試験日程が決まりますと働きながら受験する人にとって非常にハンディになるでしょう。

例えば、会計事務所に勤務している人にとっては、月末は決算等で忙しいでしょうし、一般企業に勤務している人にとっても、月末はなかなか休暇をとれないのが実情です。何年か前に、やはり月末が試験日となって、泣く泣く試験を断念したという会計事務所の職員の人の話を聞いて、「なぜ働きながら受験する人のことを考えて月初めにしないのか。」と話し合ったことを思い出しました。

さて、その税理士制度ですが、現在どのような状況におかれているのでしょうか。

税務調査に立会っていますと、よく調査資料を税理士に作成させようとする税務職員にぶつかることがあります。私はそのとき、「税務調査にきて資料を調べるのは、あなたたち税務職員の仕事であって、その資料を私たち税理士に作成させようとするのは筋違いではありませんか」といいます。

そのとき、むつとして、「そうなると調査がながびきますよ。」と言う調査官もいれば、「そんなことを言われたのは先生がはじめてです。」という調査

官もいます。

私はそのとき税理士の使命・職責について説明して納得してもらいます。私たち税理士は決して、税務署職員の下請ではありません。

私は、5月の連休中家にいたこともあって、戦後税制を位置づけたシャープ税制勧告を改めて読み直してみました。とくに税理士制度に関する部分については、いつ読んでも新鮮さを感じます。

ちょっと長いですが引用してみると、「納税者の代理」として、「……単に情実または寛大を得るために交渉するのではなくて、納税者の代理を立派に努め、税務職員をして法律にしたがって行動することを促進する積極的で見聞の広い専門職業家が存在すれば、適正な税務行政はより容易に生れるであろう。また引き続いて、適正な税務行政は、納税者が税務職員と税務知識について互角な立場を得るために、これらの専門職業家の助けを借りられることを必要としている。したがって税務代理士の水準を引き上げることが必要である。……これらの専門家のグループのサービスが充分に利用できないとすれば、納税者は税務職員の避けられない誤謬に対してその地位を正当に保つことが不可能となるであろう。」

私は、このシャープ税制勧告によって税理士制度が創設され、税理士制度の原点はそこにあると考えます。

すなわち、納税者の代理人として、税の専門家の立場から憲法に保障された納税者の権利を守ること、そのことは、税務行政上の適正手続を促すことにつながり、ひいては日本の民主主義を守ることにつながるのではないでしょうか。

税理士業界をとりまく環境は、長期的な景気停滞の影響をうけ、さらには55年の新税理士法の施行によって、多数の税務署職員OBが無試験で税理士登録をおこなうなど、私たち青年税理士にとってきびしい状況になってきております。

しかし、終生の職業として選んだ税理士の仕事に対し、私は、気持ちをいつまでも若くもった税理士として、夢と誇りをもってこれからもがんばっていきたいと思います。

牛島訴訟をめぐる風景

福岡個人会員 与田光雄

(一)舞台の背景

1月28日夜7時、大川市民会館の大ホールにおける福建労主催の「税金学習会」という名の大集会で、講師の牛島昭三税理士は、1,100人程の超満員の聴衆を前に堂々2時間に亘って、税金の講義をした。

「明細書の添付を強制するな」と大きく書かれた横断幕下の演壇で、牛島税理士は大型間接税等の大衆課税の苛斂誅求性を訴える反面、海外取引をする大資本家には「1円の税金」も課さないのは不公平ではないかとこぶしを振り上げて叫んでいた。

尚その前に寸劇があった。

「245条」と大きく赤書きした看板を手にぶらさげた店主が、所得調査に来た大川税務署員に「これを見て下さい」とつきつけた処、署員は頭をかきかき逃げ出した。如何にも面白く、意味深長なものであった。

さて、牛島税理士とは、どんな人?

昭和24年7月弱冠21才のとき、税務署から「理由なき追放」を受けた。

今に見てみろ、僕だって。

見上げる程の大木に。

なって見せるよ。椎の木は。

それ以来30数年間、永く厳しい冬であった。しかし、合格率僅か3%位の税理士試験に合格し、同志と共に青年税理士連盟、税経新人会を作り、今では南熊本駅近くに従業員13名をかかえる中堅税理士事務所を兼ねた株式会社第一経営の社長でもある。

近代的な革新思想の故に、前近代的な税理士会とは意見が合わず村八分を受けた。

昭和55年1月29日、公益法人たる南九州税理士会は、特定の政党に政治献金をするため一員員当たり5,000円の特別会員を割当てたのだが、牛島会員独りがこれを拒否したために理事等の選挙権、被選挙権を奪われた。

これに反抗して熊本地裁に出訴したのが、昭和

55年1月29日である。

丁度、これより1ヶ月近く前の昭和54年4月、我が九州北部会の理事会で、奥田会長が「青年税理士連盟等の熱心な運動にも拘らず政府の意向を受けた日税連執行部は、税理士法改正の基本要綱を一方的に凍結しなければならなかった」と涙ながらに中央の事情を説明した光景を、私は未だに忘れる出来はない。

1億7千万円もの賄賂性の強い政治献金で「金で法律を買付けよう」として、結局失敗に終り世人のひんしゅくを買ったかつての税理士法改正が今回の牛島訴訟の背景にある。

(二)熊本地裁の光景

2月13日朝、私は車で八女インターから熊本インターまで、高速を飛ばして熊本地裁にかけつけたが、判決のシーンには間に合わなかった。しかし、全面勝訴の旗を立てて意気揚揚と裁判所の中庭を北側の弁護士会館まで行進する光景を見て、これにかけより先頭の牛島君の手を握り、「おめでとう」と挨拶した。

勿論南九州会の人達の姿は、何処へやら、影も形も見えなかった。

昭和59年7月12日、熊本地裁での牛島訴訟の第



11回公判を傍聴したとき、被告弁護士が、南九州会で規定された選挙権、被選挙権を与えないこと及びその特別会費を何に使うかは勝手でないかと開き直っていた風景が特に印象深く思い出される。

村の規定に背いた者が、村人から村八分にされ、罰金を取られたり迫害されたりするのは100年前の日本の風俗習慣であった。

今回の蓑田孝行裁判長の判決は、基本的人権を規定した憲法第19条によるものであるが、原告と被告の考え方の違いは、50年から100年のずれが

ある様に思われる。

(三)惑わされるな

「熊本地裁の判決に惑わされるな」と、南九州会は2月24日の理事会で30対14の多数決で福岡高裁に控訴した。

「税理士会は控訴したそうな。皆馬鹿じやなかろうか。」と熊本県菊池市の葵国際観光ホテルの主人は笑った。私もつられて笑った。

昭和54年に熊本市内のニュースカイホテルで、九州北部と南九州会の合同理事会が開かれたことがある。そこで私の隣りの座席に偶然にも、かつて鹿児島青年税理士連盟の会員であった人と同席し、お互いに奇偶を喜び合った思い出がある。今はどうしておられるか知らないが控訴反対に廻ったのは、この人達であったろう。

「知的集団」である筈の南九州会が、何でホテルの主人の言葉の様に皆愚かものであろうか。牛島税理士も言っていたが、44名の理事の内14名は良識に立ち返ったものと思われる。

「判決は税理士界の『前近代的体質』に対して反省を迫っているのに、反省するどころか控訴するに至ったとは『恥』を天下にさらけだすようなものである。」と日大教授北野弘久氏は、判決の意義を説明しておられる。

(四)他山の石

昭和59年6月の我が九北会の総会の席上「会費が何ヶ月か遅れただけで、何の罪もない人達の晒

編 集 後 記

○72号をお届けします。

○第三次商法改正試案（案）が商法部会資料として入手されております。中小企業、そして私たち税理士にとりましても、いよいよ正念場を向えるようです。

○牛島税理士控訴審にむけて全青税会員の御協力をお願いします。「牛島訴訟資料第3集」（定価2,500円）の振込用紙を同封させていただきますので、ぜひ御購入下さい。

○全青小史は全青第三代会長の寺澤隼人先生に執筆していただきました。税理士法問題、商法問題等すべて当時の問題と密接不可分に結びつい

し首を見るのはしのびません」と私は質問の矢を放った。しかし何の音沙汰もない。次いで、「税理士会総会と裁判風景」と題して、我が九州北部会はもとより、青年税理士連盟、税経新人会及び専業税理士会に寄稿した。後で九州北部会のみ都合により寄稿文を撤回した。

昭和60年元旦に、かねて尊敬している九北会の桑野指導部長より「新報所載のあなたの意見に同意します」と添え書きした年賀状をいただいた感激した。

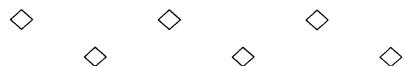
勇気百倍、若し来る6月17日には相変わらず晒し首が並べてあったなら再び質問致します。「あなたが公衆の面前で借金の催促をされたなら、どんな気持が致しますか、お答え下さい」と。

2月25日、南九州会が原告より168万円余りを差押えられ、又執行官費用を支払うという税理士史上、空前絶後といえる出来事があった。その南九州会さえも「名誉棄損」の恐れがあるからとて一人別の会費未納者の公表はしていない。

ともあれ、牛島訴訟は、南九州会の控訴によって、舞台は近くの福岡高裁に廻った。

統一研修よりも又特定候補者の選挙演説よりも、もっともっと身近な切実な攻防戦の風景が展開するであろう。

他山の石として、会員皆様の傍聴をおすすめ致します。



て、現在を迎えています。全青の歴史を語っていただくことは、今後、我々の道標となるはずだと考えます。

○「青税の人々への手紙」は今回休ませていただきました。次回にはまた掲載いたします。

○5月10日、東京税理士会館にて、全青主催の寸劇「恐怖の税務調査」が多数の参加者を集めて上演されました。次回の広報にてお知らせいたしますが、素人演劇集団のコミカルさが受けた非常に好評でした。

○末尾のスナップは、本年全国大会開催地、横浜の名所です。曇天のなか車でまわりながら撮ってきたものです。ぜひ多くの会員皆機、ミナト横浜にお集まり下さい。

～全青税ヨコハマ大会に参加を！～



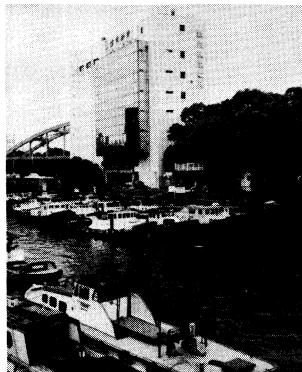
横浜港とホテル



係留された日本丸



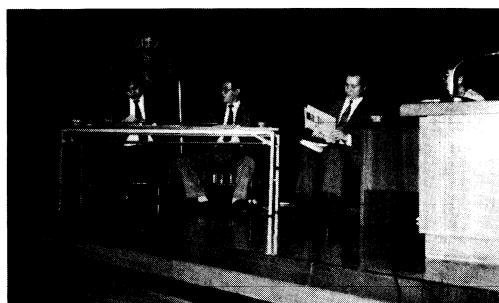
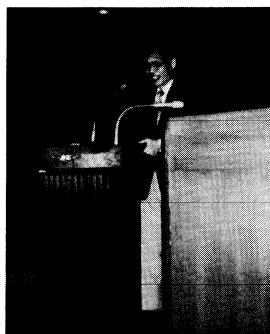
横浜港に帰航した新日本丸



大岡川と船

～全青税主催・寸劇「恐怖の税務調査」～

福重東京青税会長の挨拶



棚卸が一桁間違つたな～と小沢調査官



我が身にも覚えあり、爆笑！



顧問契約打ち切り！ う～んと小野税理士